

重要事項説明書

(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

訪問リハビリテーションあさひな

(令和 年 月 日現在)

1. 事業所の概要

法 人 名	医療法人 中村会
事 業 所 名	訪問リハビリテーションあさひな
所 在 地	横浜市金沢区朝比奈町107
事業所指定番号	1450880021
管理者・連絡先	管理者：橋本 崇 電 話 045-788-1133 FAX 045-788-2225
サービス提供 実施地域	・横浜市金沢区釜利谷全域、六浦全域、朝比奈町、 東朝比奈、大道、高舟台、大川、柳町、谷津町、 片吹、西柴、能見台（一部）、富岡（一部） ・栄区上郷町、東上郷町、庄戸、長倉町、野七里、 上之町、犬山町、桂台全域、公田町、尾月、亀井 町、中野町、若竹町、元大橋、鍛冶ヶ谷（1丁目）

2. 事業の目的と運営方針

<事業の目的>

介護保険法令に従って、利用者またはその家族が、可能な限り快適な日常生活を営むことができるよう、利用者に応じた訪問リハビリテーションサービスを提供します。

<運営方針>

- （1）事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- （2）事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成し計画に沿って、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、居宅においてリハビリテーションその他必要な、付随業務を行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- （3）事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者ならびにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 事業所の職員体制

理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士：常勤兼務 1名以上

4. 営業日及び営業時間

営業日 : 日曜日から土曜日とし、祝日も営業いたします。
但し、12月31日～1月3日までを除く。
営業時間 : 午前8時30分～午後5時30分までとします。

5. 利用料金

各種保険法令に定める額

※別紙、利用料金のご案内参照

<利用料、その他の費用の請求について>

- (1) 利用料、その他（交通費・駐車料金）の費用はサービス提供ごとに計算し利用月ごとの合計金額により請求いたします。
- (2) 翌月27日に郵便局、もしくは銀行より引き落としとなります。
引き落としの確認ができましたら領収書のお渡しとなります。

<キャンセル料について>

当日、ご利用者の都合にてキャンセルした場合のみ、1回額と同じ金額を支払って頂きます。（体調不良によるキャンセルの場合を除く）

6. サービス提供日時・内容

<利用開始日> 月 日 ()

<曜日・時間>

☐ 月曜日	:	～	:
☐ 火曜日	:	～	:
☐ 水曜日	:	～	:
☐ 木曜日	:	～	:
☐ 金曜日	:	～	:
☐ 土曜日	:	～	:
☐ 日曜日	:	～	:

<訪問割合> 回 / 月 ・ 週

<サービス内容>

☐機能訓練

☐日常生活活動訓練（☐入浴 ☐トイレ ☐移動 ☐外出 ☐その他）

☐身体機能維持 ☐ご家族への介助方法指導 ☐福祉用具の相談

☐住宅改修の相談 ☐その他（ ）

7. 個人情報の保護について

- (1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- (4) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

8. 職員の研修について

従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

採用時研修	採用後1ヶ月以内
継続研修	年1回以上

9. 事故発生時の対応

- (1) 利用者へのサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った措置を記録保管する。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

10. 相談窓口・苦情対応窓口について

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にて対応します。

当事業所における 相談・苦情窓口	電話番号	: 045-788-1133
	FAX 番号	: 045-788-2225
	担当者	: 近藤 淳
	対応時間	: 午前9時から午後5時まで

○公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

横浜市金沢区 高齢・障害支援課	所在地	: 横浜市金沢区泥亀2-9-1
	電話番号	: 045-788-7868

